

第1章 医療計画の趣旨と位置づけ

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ

医療計画の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

医療計画とは、医療法第30条の規定により、都道府県ごとに策定することが義務づけられている「医療提供体制の確保を図るための計画」です。新潟県においては「新潟県地域保健医療計画」として策定され、その中で新潟市は新潟保健医療圏と定められています。しかし、有する社会資源（医療機関等）の違いや、少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化の進展速度の違いから医療圏の統一的な取組は困難となっていました。

そのような本市独自の医療施策に関する総合的な計画が無い中でも、市域での医療需要に対応するため、救急医療、精神疾患や在宅医療など、関係団体や関係機関等の協力を得ながら、地域医療の整備を進めてきました。

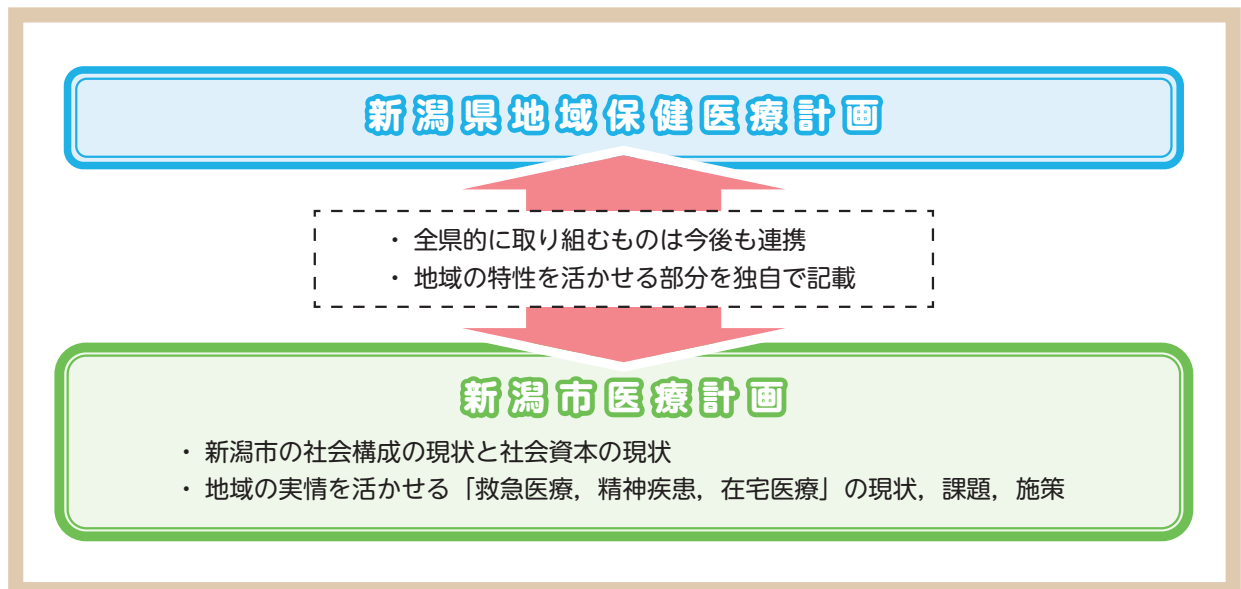
しかし、先に述べた社会構造の変化や地域医療に関する新たな課題、市民の医療に対するニーズの向上などを踏まえ、市域における課題には本市において、可能な限り解決に向けより一層の対応が必要となりました。これらのことから、本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するために医療施策の中心となる「新潟市医療計画」を策定することといたしました。今回の計画では、より地域の特性を反映しやすい「救急医療」「精神疾患」「在宅医療」に特化し策定しています。

2 計画の位置づけ

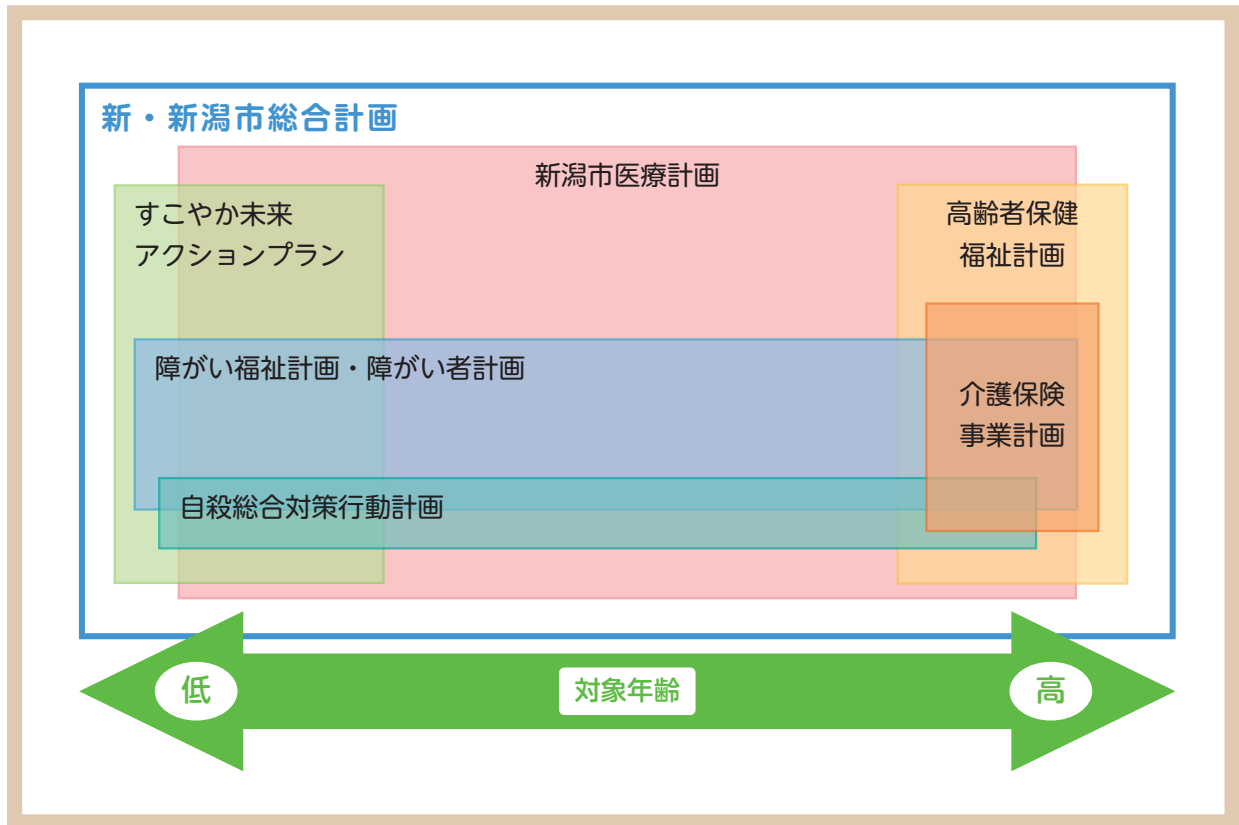
本計画は、新潟市の市政運営の基本指針とする「新・新潟市総合計画」を上位計画とし、市民、医療福祉関係者や、市が一体となって実現すべき、医療の在り方を示した基本計画です。

また、国の指針や平成24年度に改訂された新潟県地域保健医療計画、市の関連計画と整合性を図り策定を行いました。

新潟県地域保健医療計画との連携図



市の関連計画との位置づけ図



新潟市の総合計画である「新・新潟市総合計画」を背景に，児童等を対象とした「すこやか未来アクションプラン」，高齢者等を対象とした「高齢者保健福祉計画」，障がい者等を対象とした「障がい福祉計画・障がい者計画」，自殺予防等を記載した「自殺対策総合計画」等，市の各計画と整合性を図り策定しています。